様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第１面）

産業廃棄物処理計画書

令和　8 年　5 月　20 日

福島県知事　内堀 雅雄 殿

提出者

住　所　福島県東白川郡棚倉町大字棚倉字清戸作４３番地２

氏　名　株式会社　藤　田　組

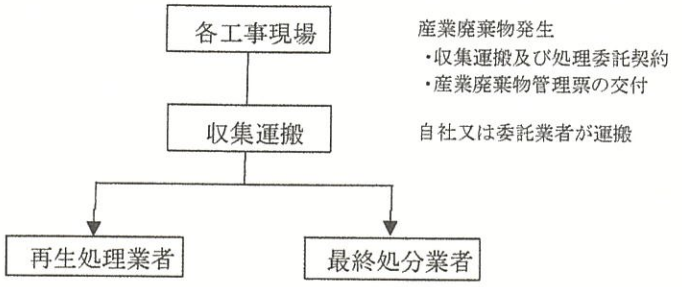
代表取締役　　藤 田 栄 作

電話番号　0247-33-3244

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第９項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社　藤　田　組
事業場の所在地	福島県東白川郡棚倉町大字棚倉字清戸作４３番地２
計　画　期　間	令和８年４月１日　～　令和９年３月３１日

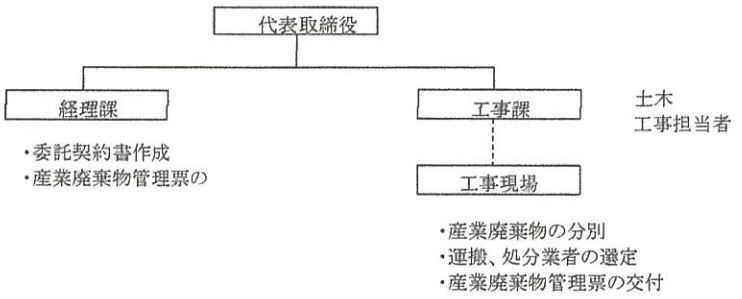
当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①　事　業　の　種　類	建設業　06：総合建設業
②　事　業　の　規　模	完成工事高　：　216,086　千円（令和6年度）
③　従　業　員　数	12名
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	

（日本産業規格　A列4番）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

（管理体制図）



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

【前年度（　　7 年度）実績】

産業廃棄物の種類	がれき類	木くず	廃ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ類
排出量	1210.44 t	33.29 t	3.08 t

（これまでに実施した取組）

受注量による増減が激しいため特に取り組みを行なわなかった。各現場で発生したものは、産業廃棄物処理業者へ委託し適正に処理をした。

②計画

【目標】

産業廃棄物の種類	がれき類	木くず	廃ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ類
排出量	1137.8 t	30.95 t	2.89 t

（今後実施する予定の取組）

発注者と協議し、施工方法を工夫するなど発生量の抑制を図る。

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状

（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）

【がれき類】 ｺﾝｸﾘｰﾄ有筋、無筋、ｱｽﾌｧﾙﾄに分別し中間処理施設へ運搬

②計画

（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）

各現場での分別の徹底。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状

【前年度（　　７年度）実績】

産業廃棄物の種類	がれき類	木くず	廃ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ類
自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0ｔ	0ｔ	0ｔ

（これまでに実施した取組）
自ら再生利用は行ってない。

②計画

【目標】

産業廃棄物の種類	がれき類	木くず	廃ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ類
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0ｔ	0ｔ	0ｔ

（今後実施する予定の取組）
自ら再生利用は行わない。

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状

【前年度（　　７年度）実績】

産業廃棄物の種類	がれき類	木くず	廃ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ類
自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0ｔ	0ｔ	0ｔ
自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0ｔ	0ｔ	0ｔ

（これまでに実施した取組）
自ら中間処理は行ってない。

②計画

【目標】

産業廃棄物の種類	がれき類	木くず	廃ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ類
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0ｔ	0ｔ	0ｔ
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0ｔ	0ｔ	0ｔ

（今後実施する予定の取組）
自ら中間処理は行わない。

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

【前年度（　　7年度）実績】

産業廃棄物の種類_	がれき類	木くず	廃ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ類
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0ｔ	0ｔ	0ｔ

（これまでに実施した取組）
自ら埋立処分又は海洋投入処分は行ってない。

②計画

【目標】

産業廃棄物の種類	がれき類	木くず	廃ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ類
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0ｔ	0ｔ	0ｔ

（今後実施する予定の取組）
自ら埋立処分又は海洋投入処分は行わない。

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

【前年度（　　7年度）実績】

産業廃棄物の種類_	がれき類	木くず	廃ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ類
全処理委託量_	1210.44 ｔ	33.29 ｔ	3.08 ｔ
優良認定処理業者への処理委託量	ｔ	ｔ	ｔ
再生利用業者への処理委託量	1210.44 ｔ	33.29 ｔ	3.08 ｔ
認定熱回収業者への処理委託量	ｔ	ｔ	ｔ
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	ｔ	ｔ	ｔ

（これまでに実施した取組）
がれき類及び木くずは全処理量を再生利用業者・最終処分業者へ処理委託した。

②計画

【目標】

産業廃棄物の種類	がれき類	木くず	廃ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ類
全処理委託量	1137.80 t	30.95 t	2.89 t
優良認定処理業者への処理委託量	t	t	t
再生利用業者への処理委託量	1137.80 t	30.95 t	2.89 t
認定熱回収業者への処理委託量	t	t	t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t	t

（今後実施する予定の取組）

がれき類及び木くずは全処理量を再生利用業者・最終処分業者へ処理委託する。

※事務処理欄

備考

1　前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに１枚作成すること。

2　当該年度の６月30日までに提出すること。

3　「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。

(1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
(2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
(3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。

4　「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。

5　「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第６条の11第２号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の３の３第１項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。

6　それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が３以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。

7　※欄は記入しないこと。